

大阪市告示第802号

平成 29 年大阪市告示第 1389 号（大阪市契約規則第 3 条第 1 項第 7 号に規定する別に定める契約に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 12 日

大阪市長 横山 英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>大阪市契約規則(昭和 39 年大阪市規則第 18 号)第 3 条第 1 項第 7 号に規定する別に定める契約は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 競争入札(総合評価一般競争入札を除く。)により契約相手方を決定する契約(当該入札の入札者を相手方とする地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する随意契約を含む。)で、その性質上<u>調達・契約システム</u>による入札の執行が可能なものうち、別表に掲げる局長または区長が所管する、同表に定める契約(単価契約によるものを除く。)</p> <p>[(2) 略]</p> <p>[別表 略]</p>	<p>大阪市契約規則(昭和 39 年大阪市規則第 18 号)第 3 条第 1 項第 7 号に規定する別に定める契約は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 競争入札(総合評価一般競争入札を除く。)により契約相手方を決定する契約(当該入札の入札者を相手方とする地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する随意契約を含む。)で、その性質上<u>電子入札システム</u>による入札の執行が可能なものうち、別表に掲げる局長または区長が所管する、同表に定める契約(単価契約によるものを除く。)</p> <p>[(2) 同左]</p> <p>[別表 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

- 1 この告示は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和 8 年 7 月 1 日以後に発注するものについて適用し、同日前に発注した契約については、なお従前の例による。

(契約管財局契約部制度課)